第千四百九十五号

日

平成十六年

七月二十六日 月

曜

目 次

山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定の一部改正..五一〇 都市計画事業の認可 (二件) 五〇九 道路の区域変更......五〇九 告 示

開発行為に関する工事の完了について......五一〇 採石業務管理者試験の実施......五一〇

土地改良区役員の退任及び就任......五一一 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について (二件)..........五一一

監查委員

外部監査人の監査の業務を補助させることができる旨の協議 五 —

告 示

山梨県告示第三百二十八号

域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十六年八月十六日まで一般の縦覧 に供する 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

平成十六年七月二十六日

道路の種類 一般国道

Ξ 道路の区域 線

路

名

一三九号

X 間 の旧別新 (メートル) 敷地の幅員 (メートル)

Щ

梨

県

公

報

第千四百九十五号

平成十六年七月二十六日

Щ

山梨県知事

本 栄 彦

山梨県告示第三百三十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、

業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

施行者の名称

竜王町

延

長

	先まで 北都留郡小菅村字井戸入一七五二番の一地)から 四番の一地先(県有林二○五林班ろ四小班 大月市七保町大字瀬戸字小金沢土室三六○
	新	旧
九・六~七五・二	五・九~二	五、九~二
三八〇七・〇	一四五五三・〇	一四五五三・〇

山梨県告示第三百二十九号

業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第五十九条第一項の規定により、都市計画事 次のとおり告示する。

平成十六年七月二十六日

山梨県知事

Щ 本

栄

彦

施行者の名称

竜王町及び敷島町

都市計画事業の種類及び名称

甲府都市計画道路事業 三・四・十二号竜王駅裏通り線

Ξ 事業施行期間

平成十六年七月二十六日から平成二十一年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

山梨県中巨摩郡竜王町大字竜王新町字清水及び敷島町大字大下条字上河原、 字泉

尻、字金ノ尾地内

2

使用の部分

山梨県中巨摩郡敷島町大字大下条字上河原地内

都市計画事

平成十六年七月二十六日

山梨県知事

Щ 本 栄

彦

五〇九

都市計画事業の種類及び名称

甲府都市計画道路事業 三・四・二十八号竜王駅前線

Ξ

事業施行期間

平成十六年七月二十六日から平成二十一年三月三十一日まで

兀

1 収用の部分

山梨県中巨摩郡竜王町大字竜王新町字東裏、大字名取字上河原及び敷島町大字大

下条字上河原地内

使用の部分

2

山梨県告示第三百三十一号

示第百十五号の二) の一部を次のように改正し、平成十六年九月一日から適用する。 山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定 (平成四年山梨県告 平成十六年七月二十六日

山梨県知事 Щ 本

八弐参番」に改める。 一の三の12中「北巨摩郡双葉町龍地字着物沢四八弐参番」を「甲斐市竜地字着物沢四 彦

公 告

採石業務管理者試験の実施

•

採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により、

採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成十六年七月二十六日

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

試験日時

平成十六年十月八日 (金)午前十時から正午まで

試験場所

甲府市丸の内一丁目八番五号 県民情報プラザ

Ξ 受験資格

年齡、性別、 学歴、 居住地及び国籍を問わない。

兀 試験科目

次に掲げる科目について筆記試験を行う。

1 岩石の採取に関する法令(環境保全関係法令を含む。)

2 岩石の採取に関する技術的な事項

五 受験手続

提出書類

受験願書

縦四センチメートル、横三センチメートル、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を 写真 (受験願書提出前六月以内に撮影した、無帽、正面、上半身像のもので、

記載したもの) _ 枚

2 受験手数料

八千円 (受験願書に八千円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印は

しないこと。)

受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない

六 受験願書受付期間

五時まで。ただし、郵送の場合は、同月二十九日までの消印のあるものは有効とする。 条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く毎日、午前九時から午後 平成十六年九月十三日 (月) から同月二十九日 (水) までの山梨県の休日を定める

受験願書の提出先

七

受験願書は山梨県森林環境部森林整備課 (甲府市丸の内一丁目六番一号) に提出す

ること。

八 合格者の発表

格者には合格証を交付する。 山梨県庁東側のスクランブル交差点掲示板に合格者の氏名を発表するとともに、合

九 その他

試験当日持参するもの

受験票

筆記用具

2 疑問の点については、山梨県森林環境部森林整備課 (電話○五五 二三三 _ 六

四二)に問い合わせること。

• 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に

関する工事は、完了した。

平成十六年七月二十六日

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

開発区域 (工区) に含まれる地域の名称

四〇一の一部、一四〇二の一部、一四〇三の一部及び一四〇四の一部の区域 南都留郡忍野村忍草字高芳一四〇〇の三一、一四〇〇の三六、一四〇〇の三七、一

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

新潟県新潟市米山四丁目一番二十八号 株式会社コメリ 代表取締役会長 捧賢一

• 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

平成十六年七月二十六日

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

開発区域 (工区) に含まれる地域の名称

二九四七の三、二九四七の五、二九四七の七及び二九五〇の二の区域 二九三六の一三、二九三六の一四、二九三六の一五、二九四〇の二、二九四二の二、 四の四、二九三四の五、二九三六の二、二九三六の三、二九三六の五、二九三六の六、 二九三六の七、二九三六の八、二九三六の一〇、二九三六の一一、二九三六の一二、 中巨摩郡竜王町篠原字下新田二九三四の一、二九三四の二、二九三四の三、二九三

二 公共施設の種類、位置及び区域

道	公共施
路	設
	の種類
	7 X
次の	
図	
次の図のとおり	
ij	,,
	位
	置
	及
	び
	区
	域

町役場に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」は、 省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び竜王

Ξ 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡竜王町篠原百七十五の一 島田利彦

• 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

平成十六年七月二十六日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

開発区域(工区)に含まれる地域の名称

Щ

梨

県 公 報

第千四百九十五号

平成十六年七月二十六日

中巨摩郡昭和町河東中島字村下一九二〇の一、一九二〇の二、一九二〇の五及び一

九二〇の七の区域

公共施設の種類、 位置及び区域

道路	公共施設の種類
次の図のとおり	位置及び区域

町役場に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」は、 省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び昭和

開発許可を受けた者の住所及び氏名

Ξ

中巨摩郡昭和町西条五百十三番地の三 鷹野健吾

土地改良区役員の退任及び就任

堰土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 差出

平成十六年七月二十六日

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

退

任

理事	役職名
佐藤	氏
勇	名
山梨市万力一二〇	住
一〇〇番地一	所
平成十六年六月十日	退
十六	任
年 六 	年
月 士	月
	日

監 查 委 員

山梨県監査委員告示第七号

より、外部監査人平嶋育造の監査の事務を補助させることができる旨の協議が調ったの 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の三十二第二項の規定に

で、次のとおり告示する。 平成十六年七月二十六日

山梨県監査委員

同同同

高前早高

尾島川石 堅茂正国

松秋康

		大坪秀憲	補助する者の氏名
		五〇二 九東京都杉並区成田東五 四〇 九	補助する者の住所
		~ 平成十七年二月二十日 平成十六年七月二十一日	補助できる期間